

毎週火・金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇訓令 鳥取県内職公共職業補導所処務規程
◇教委告示 臨時教育委員会の招集

訓令

鳥取県訓令第十号

鳥取県内職公共職業補導所

鳥取県内職公共職業補導所処務規程を次のように定める。

昭和三十六年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県内職公共職業補導所処務規程

(総則)

第一条 鳥取県内職公共職業補導所の処務については、

別に定めるもののほか、この規程の定めるところに準ずる。

(事務の代決)

第二条 所長に事故あるときは、あらかじめ所長の指定した所員がその事務を代決する。

2 前項の規定により代決した事項については、遅滞なく後関を受けなければならない。ただし、軽易な事務については、この限りでない。

(事務引継)

第三条 所長が転職、免職又は退職の場合は、すみやかに書類帳簿その他重要事項につき引継書を作成して、後任者又は知事の指定した職員に引き継がなければならない。

(雑則)

第四条 この規定に定めるもののほか事務の処理について必要な事項は、知事の承認を得て所長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和三十六年八月十五日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十四号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年八月十五日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

- 一日 時 昭和三十六年八月十七日午前十一時
- 二場 所 鳥取市東町 自治会館
- 三議 題
- 1 昭和三十七年度使用の教科書採択について
 - 2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

鳥取市東町一丁目

鳥取県鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

鳥取市栗谷町 印刷所 県

【定価】 一部月極 二〇円 (配達料共)